

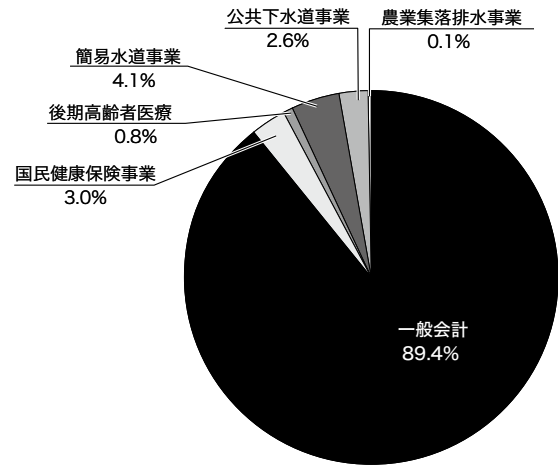
Q.01

令和2年度予算の概要はどのようになっていますか？

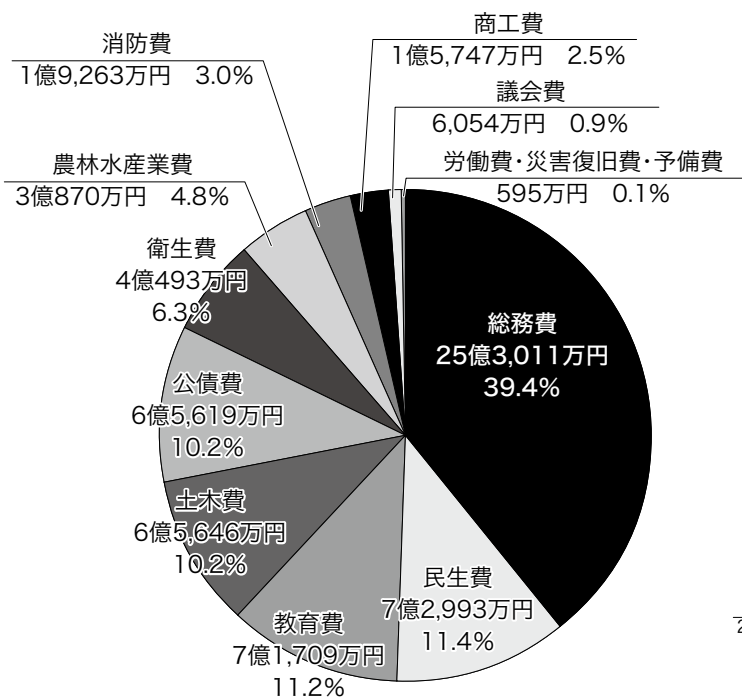
■全会計予算 71億8,080万円(前年に比べ11億8,270万円(19.7%)の増額)

[内訳]

| | |
|--------------|-------------|
| 一般会計 | 64億円2,000万円 |
| 国民健康保険事業特別会計 | 2億1,300万円 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 5,920万円 |
| 簡易水道事業特別会計 | 2億9,800万円 |
| 公共下水道事業特別会計 | 1億8,500万円 |
| 農業集落排水事業特別会計 | 560万円 |



○令和2年度一般会計歳出予算の内訳

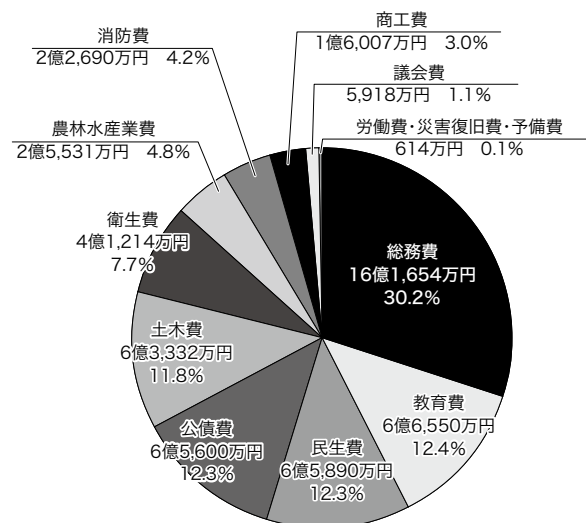


歳出予算額 64億2,000万円

令和2年度(2020年度)の予算は、前年に比べ10億7,000万円の増額(20.0%)になりました。科目では総務費が最も多く、民生費、教育費、土木費と続きます。令和2年度は役場新庁舎・防災センターの完成に向けて工事が本格化し、前年に比べて総務費の増額幅が大きくなっています。

※人件費は各科目に振り分けて計上しています。

前年度(R1)一般会計 歳出予算額 53億5,000万円



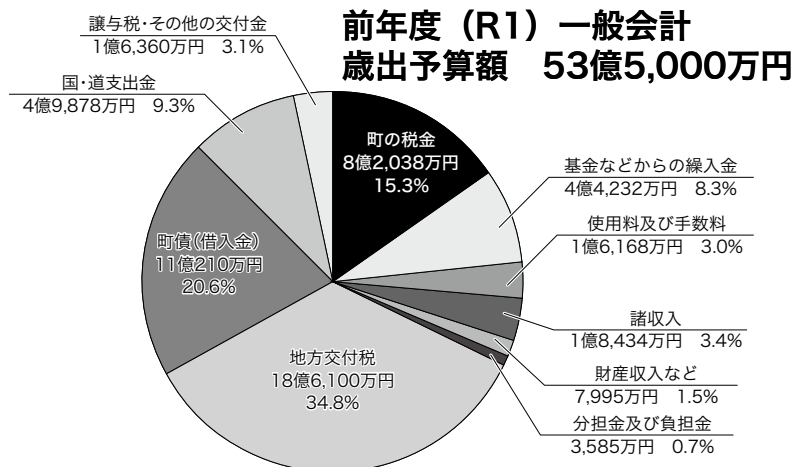
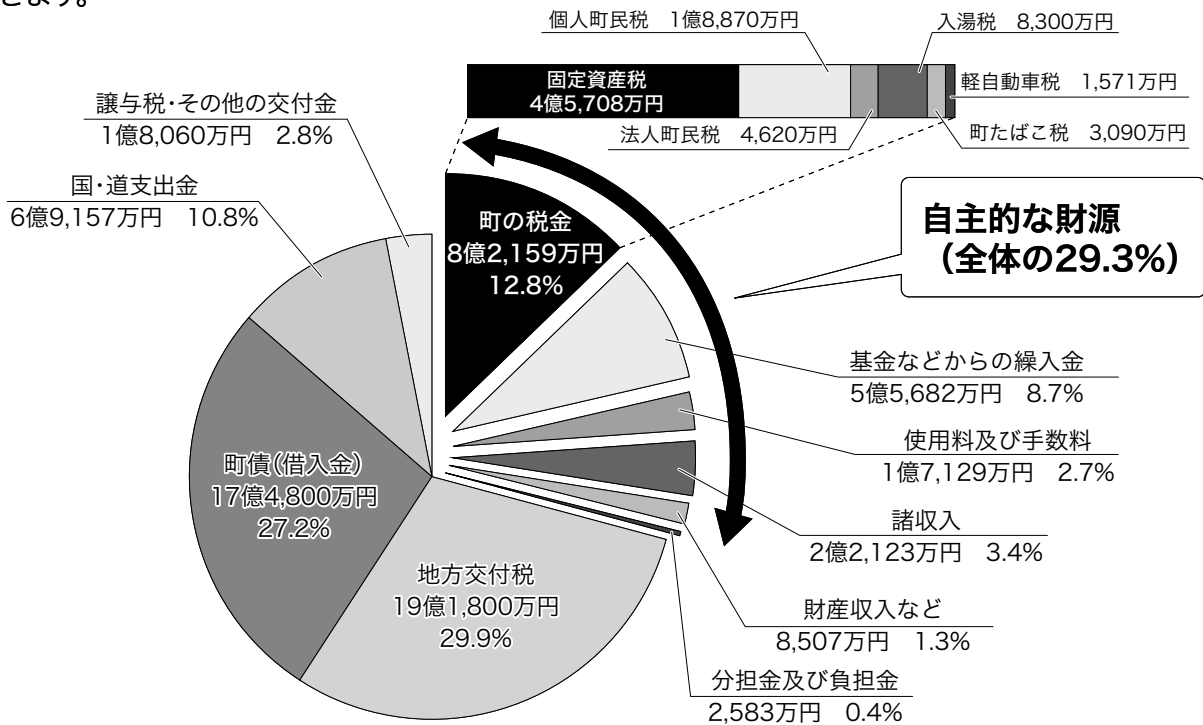
○令和2年度一般会計歳入予算の内訳

歳入予算額 64億2,000万円

町税は法人町民税の制度改正に伴う税率引き下げによる減額要素もありますが、入湯税の増額要素もあって全体としては前年からほぼ横ばいとなりました。地方交付税は幼児教育・保育の一部無償化や会計年度任用職員導入に伴う増額、地域おこし協力隊や地域おこし企業人の増員などの影響から増額を見込んでいます。この地方交付税の国全体としての総額は昨年度から+2.5%となっていますが、ニセコ町も含めた各地方団体への配分額は不透明な状況にあります。今後もニセコ町の歳入で大きな割合を占める地方交付税の安定的な確保は、予断を許さない状況が続く見込みです。

事業の財源に充てる今年度の町債(借入金)は17億4,800万円(うち役場新庁舎・防災センター分を除くと4億890万円)を計上しました。将来の安定した財政運営のため、計画的な借り入れと返済を進め、令和2年度末の町債残高は70億8,184万円となる見込みです。

町税の徴収をはじめ国・道支出金等の収入を可能な限り見込み、経費の効率的な執行に取り組むとともに、事業の選択と集中を図りながら、地域経済を活性化させ好循環が生まれるようさらに取り組んでいきます。



Q.02

町の借入金(町債)と積立金(基金)はどのくらいあるのですか？

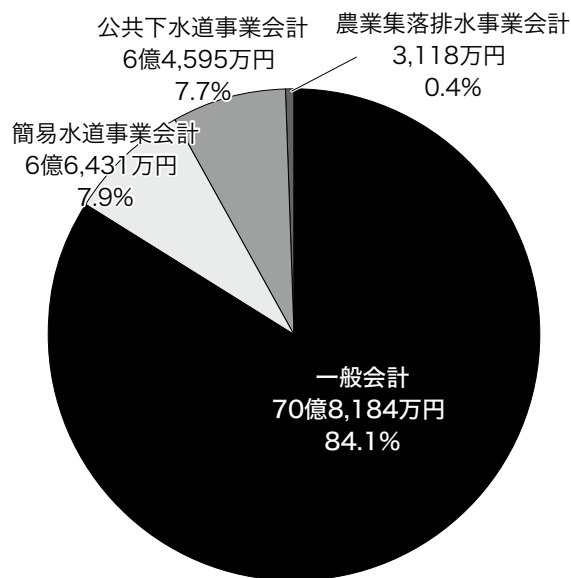
令和2年度末借入金残高見込み(全会計)84億2,328万円

(前年度見込み73億1,777万円)

町民一人当たりの借入金額 156万円 (令和2年2月28日の住民基本台帳 人口5,405人)

令和2年度(2020年度)末での借入金の(町債)の残額は、前年度と比べ全会計で11億551万円増額する込みです。

自治体は、その年度に使うお金を同じ年度で得る収入(町税や地方交付税など)で賄わなければなりません。そのため、多額の費用を必要とする公共事業は通常の収入だけで賄うことができません。また、道路などの公共施設は現在だけでなく次世代も利用します。そこで自治体では長期間使用する施設などを整備する公共事業を行うときにその財源として、また、世代間の負担の公平を図るために借り入れをすることが認められています。



※前回までは、元金・利子・一時借り入れの合計額を記載していましたが、今回は元金のみを記載しています。

借入金残高のうち町が負担する額 38億8,213万円

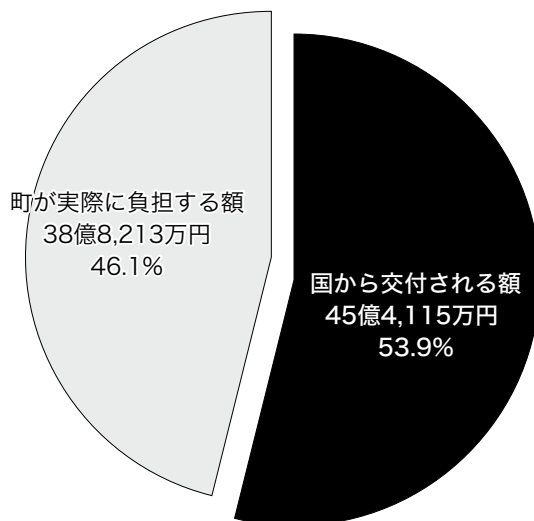
町民一人当たりの借入金負担高 72万円 (令和2年2月28日の住民基本台帳 人口5,405人)

借入金(町債)の中には、公共施設などの整備の必要性が高い過疎地域などを支援し整備が進むように返済額の一部を国が補てんする借入金もあります。また、本来、国が補助金や交付金などとして自治体に交付しなければならないものを国に代わって自治体が借り入れし、その返済額を国が補てんするものもあります。

このように国が補てんする返済額は、毎年の地方交付税の計算に含まれることで各自治体に交付されています。

※1 借入金の返済に対して国から補てんされる額を将来にわたって正確に算出することはできませんが、およその目安として計算しています。

※2 借入金の返済負担の状況は159ページを参照ください。



※前回までは、元金・利子・一時借り入れの合計額を記載していましたが、今回は元金のみを記載しています。

○借入金の残高と返済額の推移

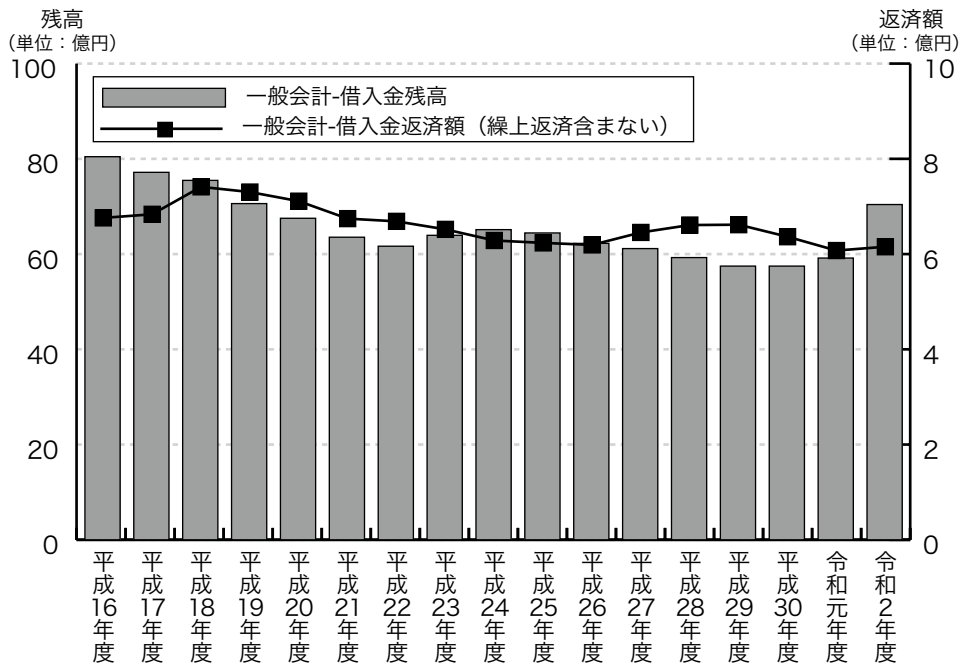
借入金の残高は一般会計で平成16年度(2004年度)、特別会計で平成15年度(2003年度)をピークに年々少なくなっています。令和2年度(2020年度)は予算規模の大きな役場新庁舎・防災センターの建設に伴い借入金が増え、令和2年度(2020年度)末には約84億円と増額する見込みです。

一般会計の返済額については減少傾向にありましたが、新庁舎建設の償還が始まる令和7年度(2025年度)までの間は微増または横ばいとなる見込みです。

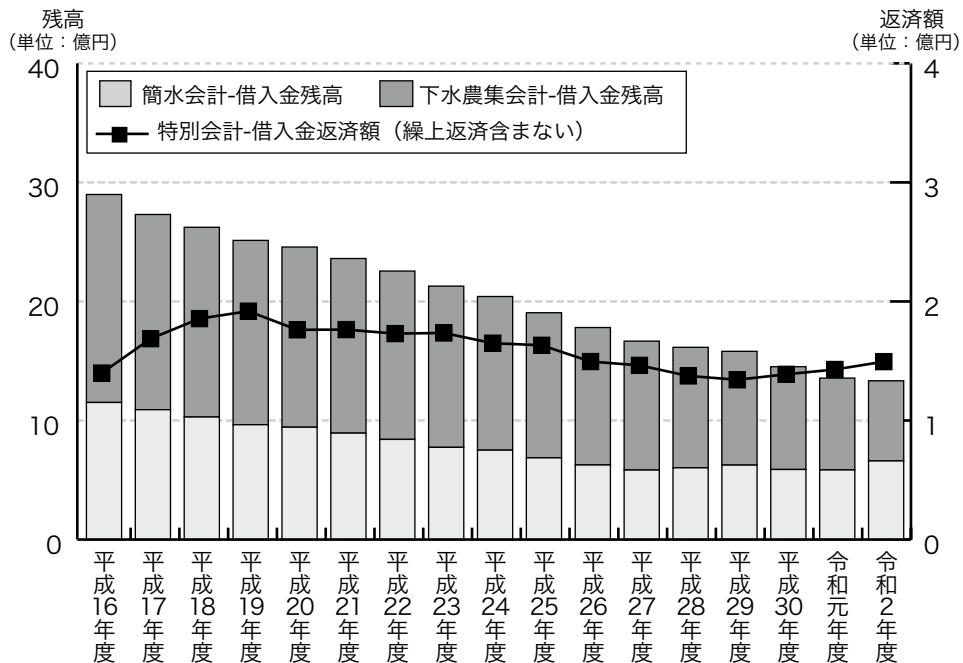
これからも、国から補てんされる有利な借金の利用や中長期的な視点での借入額を検討し、将来に過度な負担を残さない財政運営をしていかなければなりません。

※前回までは、元金・利子・一時借入れの合計額のグラフでしたが、今回は元金だけのグラフです。

〈一般会計〉

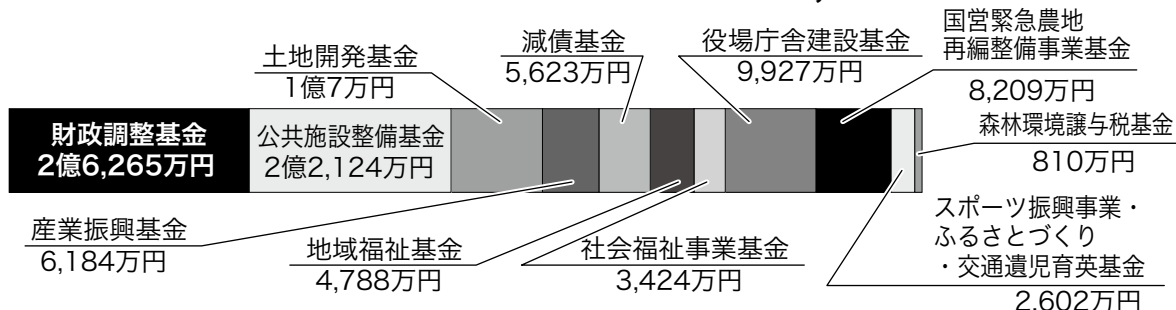


〈特別会計〉

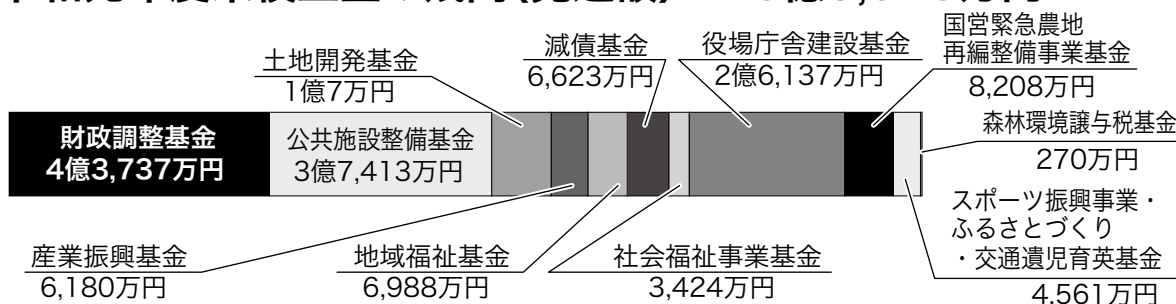


■一般会計の積立金(基金)の残高

○令和2年度末積立金の残高(見込額) **9億9,963万円**



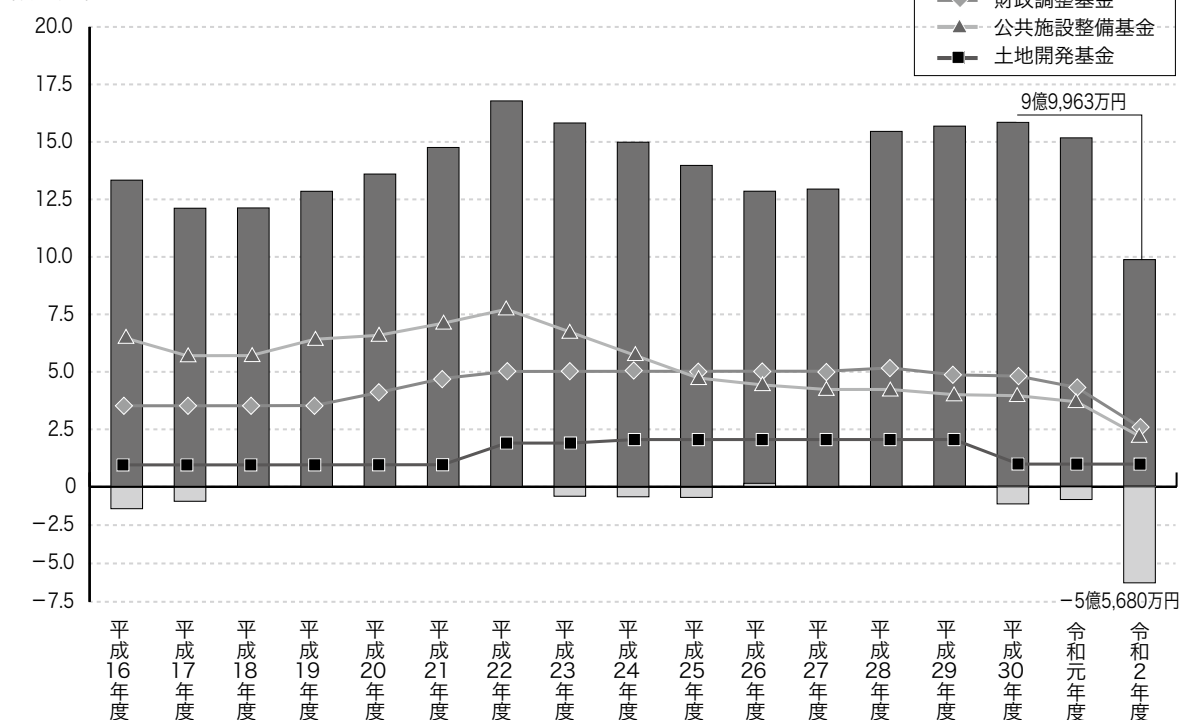
○令和元年度末積立金の残高(見込額) **15億3,548万円**



■公共施設整備基金は各公共施設や機械設備の維持補修、改修、整備などの経費に活用しています

[積立金残高の推移]

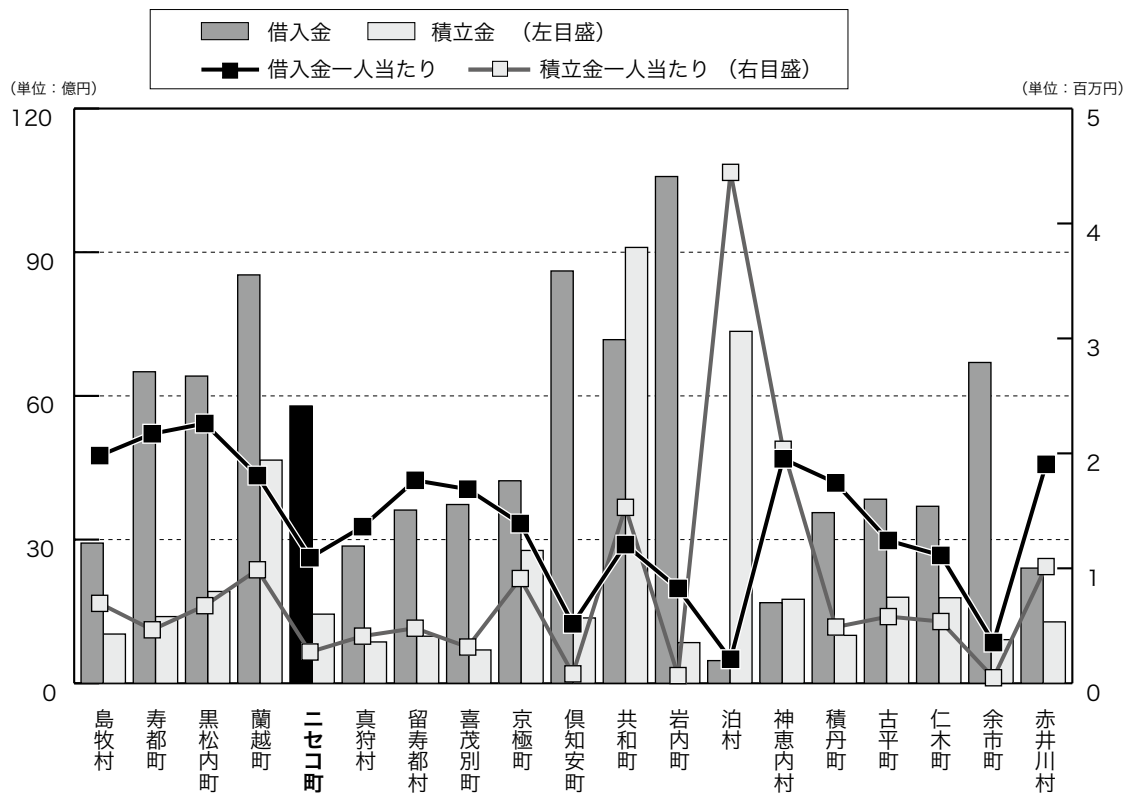
(単位: 億円)



○後志管内市町村の借入金と積立金(一般会計 平成30年度決算時)

借入金は、返済額の一部を国が補填する場合がありますので、ここで掲載されている金額がすべて住民のみなさんの負担になるとは限りません。

出典：「平成30年度 市町村の財政概要」より



※借入金残高については公営企業会計（簡易水道会計など）は含まれていません

Q.03 町の健全性を判断するには？

1. 財政の健全性を判断するには

住民自らが町の財政の健全性を判断できるように、分かりやすい開示に努めています。町の財政の健全性を判断する指標(指数、比率などの物差し)にはいろいろありますが、いずれも私たちの町の財政状況をしっかり把握し判断するために重要な指標です。

平成19年度決算から導入された財政指標とは

自治体の財政破たんを未然に防ぐために、国では平成19年(2007年)に地方公共団体財政健全化法を定めました(この法には、ニセコ町職員グループの提言が反映されています)。

この法律は、新たな財政指標により、早期健全化と財政再生の2段階で自治体の財政悪化をチェックするとともに、特別会計や公営企業会計も含めた連結決算により、自治体の財政状況を明らかにしようとするものです。

この財政指標では、早期健全化基準(イエローカード)と財政再生基準(レッドカード)が定められ、さらに簡易水道や下水道などの公営企業会計についても、個別に経営健全化基準(イエローカード)が定められています。

財政健全化法に基づき、全国の市町村では、平成19年度(2007年度)決算からこれらの数値を公表し、平成20年度決算から、この指標のいずれかが基準を上回った自治体には、財政の健全化に向けた計画の策定など、さまざまな制約が課せられることになります。

平成30年度(2018年度)の決算に基づく算定の結果、ニセコ町ではいずれの指標も早期健全化基準などを下回る良好な数値となっています。ニセコ町の財政の健全性について、平成30年度(2018年度)の決算をもとに、これらの指標を含む主な指標を使って、以下に詳しく説明します。

2. 町の財政の健全性は(平成30年度決算の数値をもとに)

以下のさまざまな指標をもとに判断すると、ニセコ町の財政状況は、昨年と同様におおむね健全性を保っている状態といえます。しかし、財政健全化法による早期健全化などの対象にはならないものの、地方交付税の変動によっては、健全性を脅かす要素があります。今後とも、借入金(町債)の発行抑制や経常経費の見直し、有利な財源の確保などにより、地域に必要な事業は推進しつつ、財政状況の変化をチェックしながら、引き続き健全な財政運営を進めていきます。

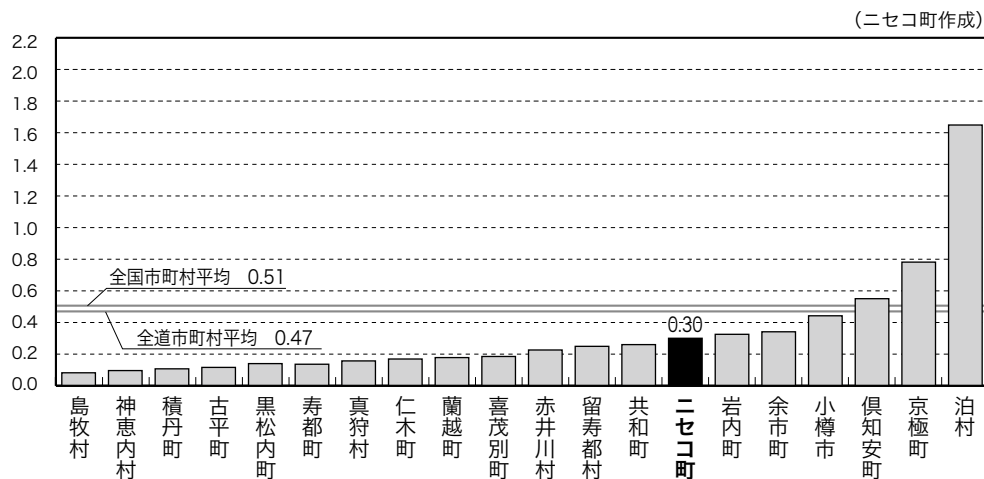
| | ニセコ町 | | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|-------------|------------|------------|---------|--------|
| | 平成30年度 | 平成29年度 | | |
| (1)財政力指数 | 0.30 | 0.27 | - | - |
| (2)経常収支比率 | 85.2% | 85.6% | - | - |
| (3)実質赤字比率 | 5.8% | 5.6% | 15% | 20% |
| (4)連結実質赤字比率 | 5.9% | 5.7% | 20% | 30% |
| (5)実質公債費比率 | 11.6% | 12.2% | 25% | 35% |
| (6)将来負担比率 | 31.6% | 41.4% | 350% | - |
| | | | 経営健全化基準 | - |
| (7)資金不足比率 | +0.5~28.7% | +0.4~34.2% | -20% | - |

(1) 財政体力を示す「財政力指数」 (数字が大きい方が、より健全)

ニセコ町は **0.30**

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、自主的な収入(町の税金など)がどの程度あるかを示す指標です。数値が「1」であれば、100%自主的な収入で町の運営ができることになります。ニセコ町の財政力指数は、税収の増加により増加傾向にあります「0.30」(前年度0.27)ですので、町の運営を自主的な収入で賄える分は30%しかないことが分かります。

下のグラフのとおり、全国に比べ北海道内の平均が小さくなっており、より厳しい道内の財政状況が表れています。

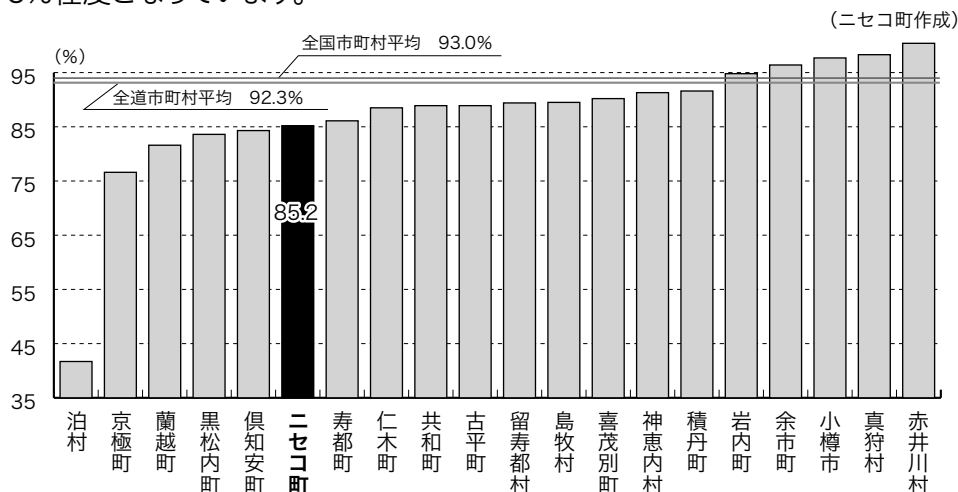
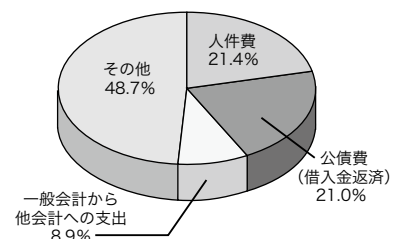


(2) 財政自由度のバロメータ「経常収支比率」 (数字が小さい方が、より健全)

ニセコ町は **85.2%**

町の税金や地方交付税など毎年決まって入ってくるお金(経常的な収入)に対して、人件費や施設の維持費など毎年決まって出て行くお金(経常的な経費)がどの程度の割合になるかを示す指標です。数値が「100%」の場合、決まって入ってくるお金のすべてが決まった支出として出て行くため、その年に自由に使えるお金はゼロということになります。ニセコ町は「85.2%」(前年度85.6%)ですので、自由に使えるお金の比率は15%程度となっています。

ニセコ町の経常収支比率の構成内訳

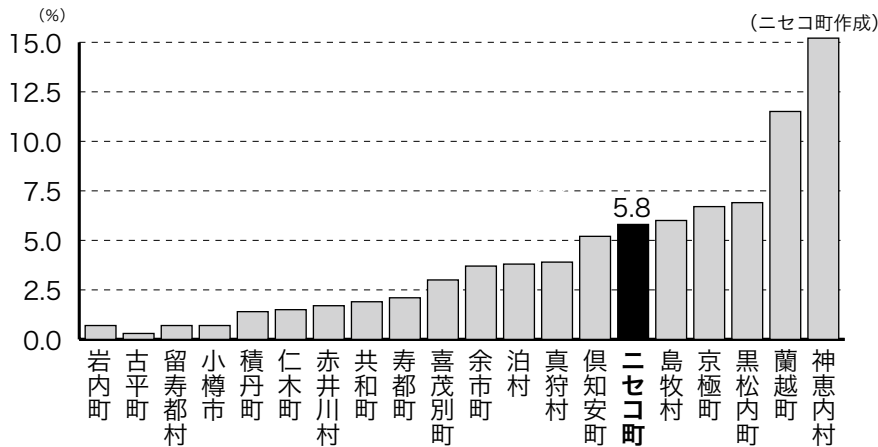
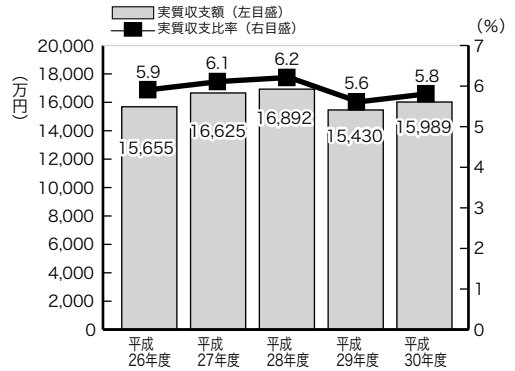


(3) 一般会計の収支決算をチェックする 「実質収支比率（赤字の場合は実質赤字比率）」 (プラスであれば健全)

ニセコ町は **プラス5.8%**

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、その年の一般会計決算により生じた実質収支額(収入から支出を差し引いた額)がどの程度の割合になるかを示す指標です。収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなり、その年の決算が健全であったかどうかをチェックすることができます。

ニセコ町の実質収支額と比率の推移

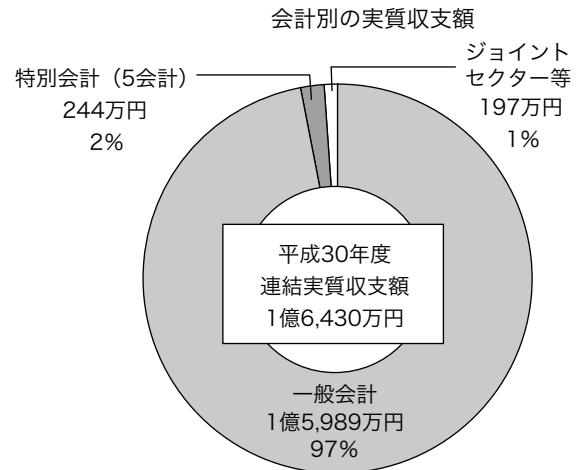


(4) すべての会計の収支決算をチェックする 「連結実質収支比率（赤字の場合は連結実質赤字比率）」 (プラスであれば健全)

ニセコ町は **プラス5.9%**

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、その年のすべての会計の決算により生じた実質収支額(収入から支出を差し引いた額)がどの程度の割合になるかを示す指標です。自治体の会計には、一般的な収支を管理する一般会計のほか、国民健康保険や上下水道などの事業に関する特別会計があります。これら会計の収支決算を民間企業の「連結決算」と同様に合計し、チェックするためのものです。「実質収支比率」と同様、連結の収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなります。

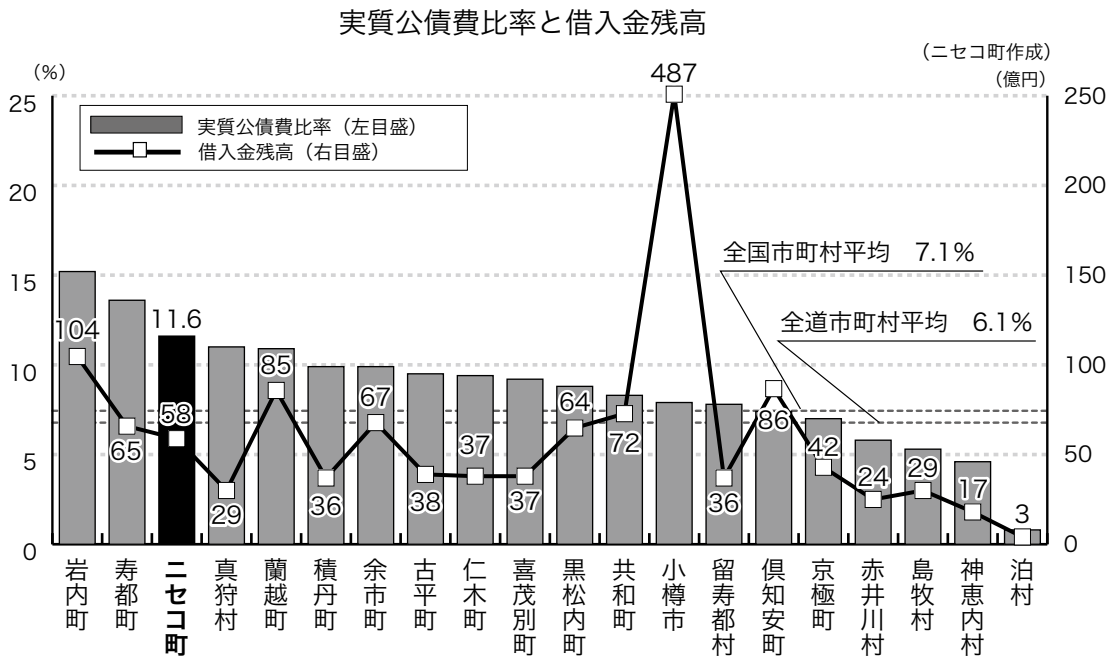
特別会計に加えて、ジョイントセクター等(町が50%以上出資する団体:(株)ニセコリゾート観光協会、(株)キラットニセコ、土地開発公社の3団体)を含めて「連結実質収支比率」を計算した場合、「プラス5.9%」(前年度プラス5.9%)となっています。また、それぞれの実質収支額は右のグラフのとおりです。



(5) 体力以上の借金負担がないかをチェックする 「実質公債費比率」 (数字が小さい方が、より健全)

ニセコ町は 11.6%

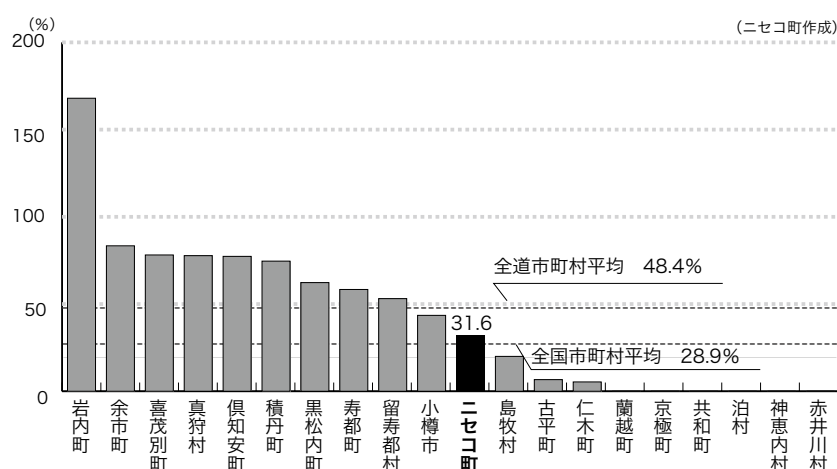
町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、借入金(町債)の返済にあてた経費(公債費)がどの程度の割合になるかを示す指標です。一般会計、特別会計などすべての会計にわたり計算され、借金返済の負担が多すぎないかチェックすることができます。チェックの目安として国が定めた基準により「18%」以上になると、新たな借り入れ(地方債の発行)に際し段階的に制約を受けることになります。



(6) 将来負担すべき実質的な負債をチェックする「将来負担比率」 (数字が小さい方が、より健全)

ニセコ町は **31.6%**

財政健全化法により新しく設けられた指標です。まちの人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、借入金(町債)や債務負担(長期契約などにより複数年にわたり支払いの予定があるもの)などのすべての負担額から積立金(基金)などを引いた金額がどの程度の割合になるかを示す指標です。借入金や債務負担には将来返済が発生するという仕組みがあるので、将来、肩代わりする可能性のある第三セクターの債務なども考慮し、実質的な財政負担全体の状況を数値として表すことができます。



※プラスの数値として公表のない自治体は「0」として記載しています

(7) 公営企業会計の健全度合いをチェックする「資金不足比率」 (数字が大きい方が、より健全)

ニセコ町は **プラス0.5~28.7%**

財政健全化法により新しく設けられた指標です。上下水道などの公営企業会計について、それぞれの実質収支額(収入から支出を差し引いた額)を料金収入などの事業規模と比較して指標化します。「実質収支比率」「連結実質収支比率」と同様、収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなります。

ニセコ町では簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業の3つの公営企業会計がありますが、いずれも赤字がないため、この比率は以下の表のとおり、すべてプラスとなっています。

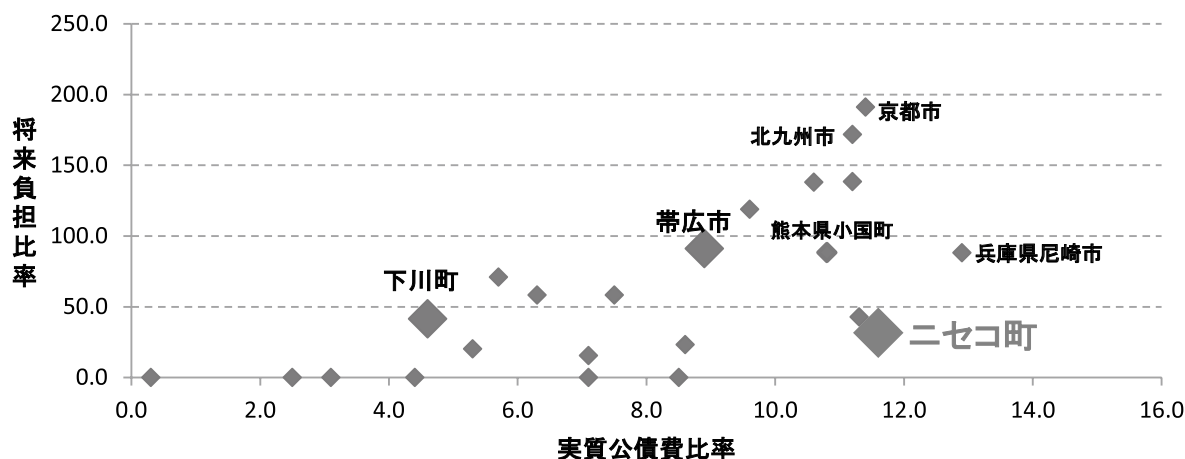
| 公営企業会計名 | 資金不足比率 |
|----------|----------|
| 簡易水道事業 | プラス0.5% |
| 公共下水道事業 | プラス1.2% |
| 農業集落排水事業 | プラス28.7% |

(8) 全国的な類似団体と財政状況を比較する 「実質公債費比率・将来負担比率」 (数字が少ない方が、より健全)

住民自治の実践に裏打ちされたニセコ町のまちづくりの取り組みについては、近年では平成26年(2014年)にそれぞれ国から、「環境モデル都市」に選定、倶知安町・蘭越町と「ニセコ観光圏」の認定、ニセコビュープラザの「重点道の駅」に指定、「ワイン特区」に認定、平成27年(2015年)にはプラチナ構想ネットワークから「プラチナシティ」に認定、そして平成30年(2018年)には「SDGs未来都市」に認定など、その成果が全国的に評価されているところです。

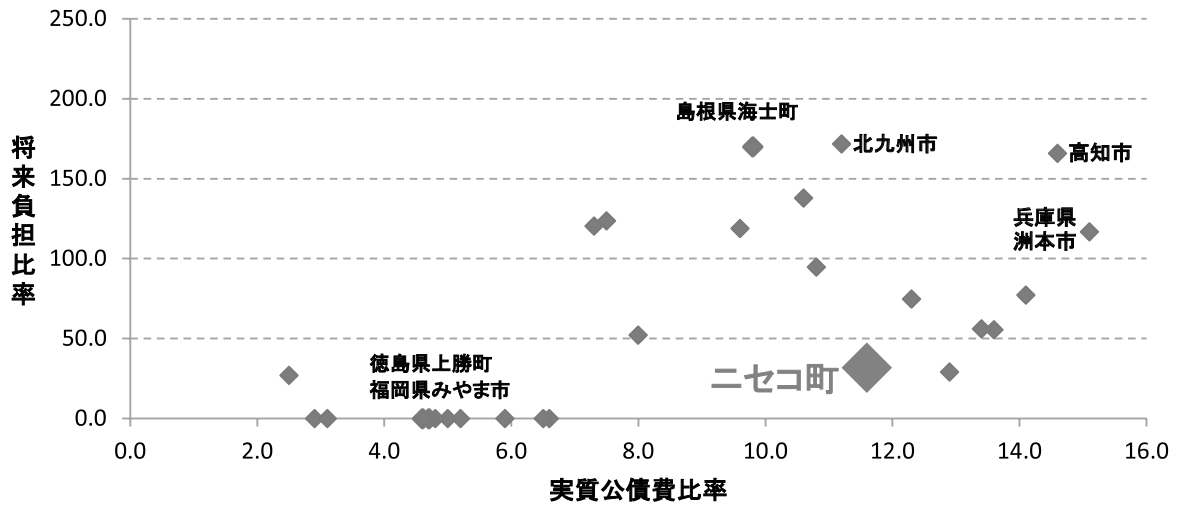
ニセコ町の財政状況を、これまでと違った視点で確認するため、ニセコ町と同様に選定・認定された全国の「環境モデル都市」・「プラチナシティ」・「SDGs未来都市」と、前段で報告しました、借金の負担割合を示す「実質公債費比率」と将来の実質的な負債の規模を示す「将来負担比率」で比べてみました。

環境モデル都市との比較(平成30年度)



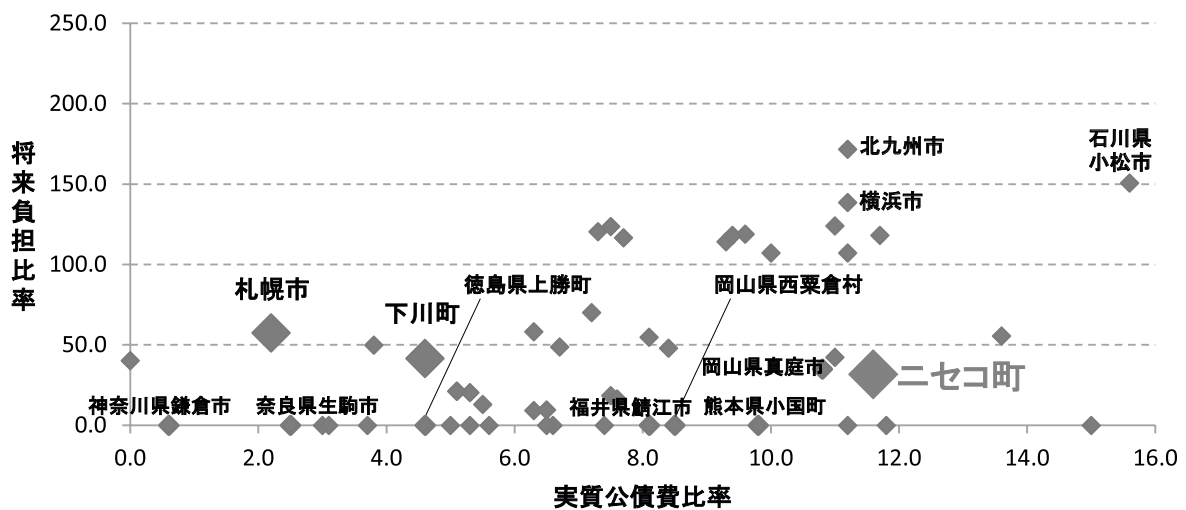
環境モデル都市: 低炭素社会の実現に向けCO₂大幅削減などの取り組みを行うモデル自治体。国が選定し全国に23自治体。道内市町村ではニセコ町のほか帯広市、下川町。

プラチナシティ(市町村のみ)との比較(平成30年度)



プラチナシティ:新産業の創出やアイデア溢れる方策などにより地域の課題を既に解決し「プラチナ社会」に向かいつつある、あるいは「プラチナ社会」実現に向けた明確なビジョンや具体的なアクションによる素晴らしい取り組みを始めている自治体(制度開始平成26年[2014年])。プラチナ構想ネットワークが開催する「プラチナ大賞」において各賞を受賞した団体が認定される(全国28市町村、ほか民間団体や都道府県、広域団体の受賞もあり)。道内市町村はニセコ町のみ。

SDGs未来都市との比較(平成30年度)



SDGs未来都市:平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けて優れた提案をする自治体。国が選定し全国に60自治体。道内市町村ではニセコ町のほか札幌市、下川町。